

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「紙の文書（以下「紙文書」という。）により」を「文書管理システムに登録しないで」に改め、同条第10号中「紙文書」を「紙の文書（以下「紙文書」という。）」に改める。

第16条第1項ただし書中「であるため、その全部を電磁的記録として文書管理システムに登録することが困難な」を「その他文書管理システムに登録することが困難なもの（以下「登録困難文書等」という。）である」に、「紙の添付文書」を「当該添付文書」に改め、同条第3項中「紙文書であり」を「登録困難文書等であり、かつ」に改める。

第24条第1項ただし書中「紙文書」を「登録困難文書等」に、「当該紙文書」を「当該文書」に改め、同条第3項中「紙文書であり」を「登録困難文書等であり、かつ」に改める。

第34条第1項各号列記以外の部分中「紙文書」を「登録困難文書等（文書管理システムに登録することが困難なものにあつては、総務課長が必要と認めるものに限る。）」に改め、同条第2項中「とき」の右に「その他同項各号に掲げる年度に引き継ぐことができない事情があるとき」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（上下水道局総務部総務課）